

# 環境まちづくりに向けた実践的な市民参加の方法論

仁科 信春 (岐阜協立大学経済学部)

キーワード：市民参加，地域活動，協働，まちづくり

## 1. 問題の所在

### 1.1 食品廃棄物の再資源化の現状

わが国では、循環型社会形成推進基本法やそれに関連した法の整備によって、廃棄物の分別収集と再資源化が推進されている。2000 年度において、容器包装廃棄物についての市町村の分別収集の取り組み割合は、ペットボトル 72.5%，アルミ缶 95.3%，スチール缶 94.9%となっている<sup>1)</sup>。2019 年度においては、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶のいずれも、全国の 90%以上の市町村が分別収集を実施している<sup>2)</sup>。缶類は従前より分別収集の取り組みが高度に継続されており、ペットボトルはこれに並ぶ水準に達した。

このことは、容器包装リサイクル法の効果を認めるものである。また、こうした容器包装廃棄物は、その形状や種別が明瞭であり、廃棄者側にとっては分別がしやすいという面がある。これは、行政側にとっても収集しやすいものであるともいえる。こうしたことが、これらの廃棄物の分別収集の取り組み割合を高度化している要因の一つであると思われる。

食品廃棄物についてみれば、2019 年度において、事業系から発生するその再生利用は 72.2%であった。事業者において、食品リサイクル法に基づいた取り組みが推進されてきているといえる。他方、家庭系から発生する食品廃棄物（家庭生ごみ）については、1996 年度における再生利用はわずか 0.3%に過ぎない（発生量 1,000 万 t、再生利用 3 万 t）<sup>3)</sup>。2005 年度のそれは 4.8%となり<sup>4)</sup>、一定の増加を示してはいるものの、2019 年度においては 7.3%にとどまっている<sup>2)</sup>。2005 年度からの 14 年間で、再生利用率はわずか 2.5 ポイント増加したに過ぎない。一般家庭から発生する食品廃棄物の再生利用は、事業系と比較して非常に低い割合であり、行政による家庭系食品廃棄物の分別収集の進捗は、極めて遅れている状況といえる。

食品製造業から発生する食品廃棄物は、必要量の確保が容易であることと、その組成が一定であることが再生利用の促進につながっているとされる。他方、家庭から発生する食品廃棄物は、多数の場所から少量ずつ排出され、組成も複雑であるとされる<sup>3)</sup>。このことは、家庭内での分別に手間がかかることとなり、行政による収集の難しさにつながっているものと考えられる。

市民、団体、事業者および行政による協働のまちづくりが啓発されて久しいが、その実効性はそれぞれの自治体の事情によるところが大きいものと思われる。上述したとおり、ごみの分別と収集について取り上げてみれば、関係法のもとに、分別の基本項目は各自自治体とも概ね同様であろう。しかし、その分別種は自治体間で大いに異なっている。詳細に分類されているところもあれば、そうでないところもある。とりわけ、家庭から排出される生ごみの分別収集はその一例である。

循環型社会形成に向けて、バイオマスを活用している先進的な自治体に対する研究は、さまざまな分野において精力的に進められてきている。しかしながら、現状においてはこのように多くの自治体が、家庭から排出される生ごみを燃えるごみとして処理している。食品廃棄物は貴重なバイオマスの一つであるが、それが利活用されないまま焼却処分されていることは、これまでの多くの研究成果が自治体の環境政

策に応用されていない、あるいは、こうした研究が容易に活用できない状況にあることが示唆される。

地域には、地域の固有な事情があり、そこに存在しているバイオマスの種類も量も異なっている。このことは、先進的な自治体の取り組みやその成果が、他の自治体に応用されていないことの要因の一つとして考えることもできる。

## 1.2 市民の地域活動に関する意識と行動の実態

地域には、町内会や自治会といった地縁的な団体、NPO、学校、事業者、行政などが主催する多様な活動がある。それらに対して、市民がボランティアとして活動することは、社会参加の広くみることのできる一例である。このことに関連して、筆者は小学生の保護者を対象とした質問紙調査（配票数1,149、回答数820）を行っている<sup>5)</sup>。一般に、高齢世代においては、地域における何らかの活動に参加する時間的な余裕がある。他方、ここでみる調査対象者は子育て世代であり、こうした時間的な制限のある被験者のボランティア活動に対する意識と行動実態を考えてみることにする。

上述した調査結果から、ボランティア活動の内容として、「子どもの健全育成に関する活動」「文化、芸術、スポーツに関する活動」「福祉、介護に関する活動」「防災や自然災害からの復興支援に関する活動」「環境保全、自然保護に関する活動」などが上位にあげられた。また、ボランティア活動への関心と活動への行動志向性については、関心が高ければ行動志向性も高いという有意な相関関係があり、関心と行動との一貫性を認めることができた。

しかしながら、ボランティア活動の経験の有無については、ほぼ同程度であり、経験の比率は高いとはいえない。また、関心を持つことが行動につながる可能性はあるものの、仮に関心があったとしても、現実にはボランティア活動への参加という行動には至っていないことが示唆される。ボランティア活動を行う際に、「時間的なゆとり」が必要であるとの回答が最も多く、これが参加行動を抑制している理由の一つであることは容易に推察される。また、「ボランティア活動内容についての情報」「ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人を結ぶ仕組み」「家族の理解」「ともに活動する仲間」「ボランティア活動を行うきっかけ」なども、ボランティア活動を行うことに必要な項目として提示された。

## 1.3 地域との協働による高等学校の教育改革

平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領を踏まえ、高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築することとなった<sup>6)</sup>。これは、高等学校、自治体（都道府県、市町村）、大学、小中学校、産業界、NPO等との協働の取り組みである。そこには、地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化すること、将来の地域ビジョン・求める人材を共有し、地域活動に資する学習カリキュラムを開発することとしている。これは、高等学校において、地域との関わりをもって教育を行うことの必要性を示しているものと考えられる。

他方、高校生が自身の生活する地域のことについてどのように考えているのか。また、地域のことにとどの程度に関心のあるのかは、こうした学習カリキュラムを考える上で重要である。

これに関連し、これまで筆者は、高校生を対象とした質問紙調査を行っている<sup>7)</sup>。主な調査項目は、まちのイメージ、高校生のまちへの思い（満足度、住みやすさ、まちへの愛着感、Uターン志向）、まちづくり活動（興味・関心、参加志向）などについてである。そこでは、まちに対する満足度と住みやすさやまちへの愛着感において相関が高く、まちづくり活動への興味・関心と活動への参加志向の相関が高いことが示された。また、まちづくり活動への興味とまちのイメージに対する肯定的な評価において、一定の有意差が認められた。

これらの調査結果は、高等学校が地域との協働において、学習カリキュラムを構築することへのひとつの手がかりを提示するものであると考える。しかしながら、ここで留意することは、高校生のまちづくり活動への興味や関心の有無、および活動への参加志向はそれぞれ同程度の比率であって、決して高い割合ではないのである。どのようにして地域に対して興味や関心を高めることができるのか、どのようにして地域活動への参加志向を高めていくのかについて、具体的な検討がなされなければならない。

本稿は、これらの知見を踏まえ、食品廃棄物を中心とするバイオマスの具体的な利活用、地域活動を通して人材育成、および学校と地域社会との協働のあり方について、市民参加の具体例と協働の取り組みモデルを提案するものである。

## 2. 手続き

本稿は、次の3つの視点から、市民参加のあり方について検討を加えるものとする。それぞれの視点から、具体的な活動モデルを提示し、実践的な市民参加の方法について論じていく。

第1の視点は、食品廃棄物の再資源化からみた資源循環についてである。これまでみてきたように、家庭から排出される生ごみの90%以上は再資源化されず、焼却処分となっている。生ごみは、すべての自治体において日常的に発生するものであり、この貴重なバイオマスを活用する過程のなかで、市民参加について考える。

第2の視点は、地域活動による人材育成からみたコミュニティの形成である。少子高齢社会、人口減少社会のなかで、地域の行事や団体の活動を担う人材が不足している。ここでは、地域の子どもたち(児童・生徒)の環境教育に、市民が何らかのかたちで関わることで、子どもたちの社会化を促進していく。また、こうした活動への市民の参加は地域の人材育成と人材活用につながるものであり、そのことで持続可能な環境まちづくりの基盤が構築されるものとする。

第3の視点は、高等学校の教育カリキュラムにおける課題探求学習を、地域社会との協働で取り組む学習プログラムとして構築するものである。18歳成人という時代のなかで、高校生も立派な市民として主体的な社会参加が求められる。ここでは、総合的な探求の時間という高等学校のカリキュラムを、地域社会との協働で考えていこうとするものである。机上の学習にとどまらず、地域住民という多様な人との関わりの中で、現実の生活場面における地域の課題について考えるものである。

## 3. 地域から排出される食品廃棄物再資源化の活動によるまちづくり

### 3.1 食品廃棄物の再資源化に向けた地域の取り組みモデル

家庭系から排出される食品廃棄物(家庭生ごみ)のほとんどが再生利用されず、それらが焼却・埋立処分されていることはすでに述べたとおりである。生ごみは、有機堆肥やバイオガス発電等による電気エネルギーに再資源化されることがよく知られている。生ごみの入手自体は容易であって、その運用のあり方を工夫することで優れたバイオマス資源となる。今日、その大半が再生利用されていないことは、大きな損失である。全国各地に日常絶え間なく、大量に発生している生ごみの再生利用を考えることは、極めて意義のあるものとする。

これまで筆者は、ケーススタディとしてモデル地区を設定し、地域内で排出される家庭生ごみの再資源化に関する質問紙調査(配票数1,202,回収数1,093,回収率90.9%)を行ってきた<sup>8)</sup>。ここでは、家庭生ごみの再資源化の態度を定義し、これと再資源化された堆肥の利用行動との有意差を明らかにした。また、

生ごみを堆肥化し、それを肥料として野菜をつくり、これを調理して食べるという体験を持つことで、生ごみ再資源化の態度が強化され、再資源化への行動の持続性に結びつくことを提示した。

この研究成果を踏まえ、ここでは次のことを提案する。まず、地域において生ごみの再資源化とその活用を目的としたモデル地区を設定する。調理等から発生する生ごみを堆肥化し、それを活用することで、排出ごみの削減や食品バイオマスの活用が主な目的である。

さらにその地区には、次の3つの生ごみ再資源化の対象主体を設定する。①世帯から発生する生ごみを堆肥化し、それを活用しようとする市民モニターを公募する。選考されたモニターは一定期間の活動を行い、取り組みの過程について報告する。②学校（小、中、高校）等の教育機関において、給食の調理から発生する生ごみを堆肥化する。③病院・介護施設・福祉施設等の調理から発生する生ごみを堆肥化する。

### 3.2 対象主体における基本活動の特性

3つの対象主体の基本活動は、各主体から発生した生ごみを堆肥化し、それを畑や花壇等で活用する。畑で育てた野菜をエコ・クッキングを踏まえて調理し、それを食するものである。この基本活動において、3対象主体は以下に示すそれぞれの特性を有している。

#### 3.2.1 市民モニター制度による生ごみ堆肥化活動の促進

家庭から排出される生ごみを堆肥化することの市民モニターを公募する。行政において選考されたモニターには、行政からコンポストが提供され、それを利用し、生ごみ堆肥化の取り組みを実践する。できた堆肥を家庭菜園や市民農園等において、野菜づくりや花づくりに活用する。この取り組みを地域活動の一つとして制度化する。このことで、家庭から排出される生ごみの減量につなげようとするものである。

しかしながら、これまでみてきたように、生ごみの堆肥化が進展していなことに、手間がかかるだけでなく、その難しさにもある。堆肥化の過程のなかで、臭いや虫が発生したり、コンポスト内の温度が上がらなったり、季節による調整が必要だったりすることである。生ごみモニター制度の導入には、こうした日々の対応や問題を解決することの側面をもっている。

モニター制度を取り入れたこの取り組みは、福岡県古賀市における地域団体「家庭生ゴミの再資源化を考える会（代表：筆者）」（平成18年4月発足）の活動において既実践してきており、一定の効果が確認されている。そこでは、家庭から排出される生ごみを堆肥化することの勉強会を重ね、会の参加者によって堆肥化の取り組みがなされた。堆肥を使って野菜をつくり、収穫した野菜を使ってエコ・クッキングを行うなどの活動である。

生ごみ堆肥化モニターは、自身が家庭で生ごみを堆肥化し、その過程を記録し、一定の時期にそれを公表するものである。堆肥化の過程で問題となったこと、うまくいかなかったこと、工夫したこと、良くできたことなどの報告は、とりわけ、生ごみ堆肥化をこれから始めようとする住民やそれがうまくできなかった住民に対して、たいへん参考になるものとなった。また、モニターから近隣住民や友人・知人に対し、堆肥化活動を伝達することの効果も大きい。さらに、モニターのなかから活動リーダーを育成することで、生ごみ堆肥化活動の持続的促進につながるものとする。

また、会の活動には、発足当初より古賀市（とりわけ環境課）の多大なる支援を受けた。地域の任意団体の活動が成果を収めることができた背景には、こうした行政による支援があり、極めて重要な視点である。

#### 3.2.2 地産地消の推進と児童・生徒の教育（食育、環境教育等）への波及

学校の教育の一環として、学校給食から排出される生ごみを堆肥化する。それを使って、学校の菜園や

花壇等において、野菜づくりや花づくりを行う。SDGsの環境関連分野の授業、環境教育および理科等の授業への応用がこれに該当する。また、収穫された野菜は家庭科等の授業において、エコ・クッキングにより調理し、食される。

児童・生徒はこうした一連の取り組みを実体験することで、関連する教科教育での学びに加え、食育といった視点から地産地消を考えることにつながる。児童期や青年期前期における直接経験での学びが、それ以降の発達段階における環境配慮の態度形成への基盤の構築に向かうものと考えられる。

また、学校の菜園が利用できにくい場合は、近隣の農家の方の圃場や市民農園等での利用を検討する。教育について、それを学校だけで考えるのではなく、堆肥づくり、野菜づくり、花づくりについての専門的なスキルを持つ農家や農協等との日常的な交流も重要である。

### 3.2.3 病院や福祉施設等における園芸療法としての活用

モデル地区における病院・介護・福祉施設等において、調理で発生する生ごみを堆肥化する。これを用い、病院や福祉施設等の菜園や花壇において、野菜づくりや花づくりを行う。そこで収穫した野菜を使ってエコ・クッキングを行い、実食する。これらの一連の取り組みは、市民モニターや学校のそれと同様であるが、ここでは環境を視点とするものではなく、園芸療法が主な目的である。

豊田(2005)によれば、『園芸療法では植物を育てるが、植物の成長や園芸で得られる成果が目標ではなく、園芸作業・療法を行うことによって、得られる肉体的によい状態、精神的によい状態、あるいは社会性の面でよい状態が得られることが目標である。』とした<sup>9)</sup>。また、『園芸作業を病気や障害をもった人の治療やリハビリテーション、さらに職業訓練の手段のひとつとして使うのが「園芸療法」である。』としている。

野菜づくりやエコ・クッキングなどの作業をととして、身体的な機能の回復につなげることを目的としつつ、そうした取り組みが、結果として廃棄物の削減や食の地域循環につながっていくこととなる。

### 3.2.4 協働の取り組みによる地域交流の促進と活力のあるコミュニティの形成

生ごみの堆肥化、堆肥を使った野菜や花づくり、野菜の収穫、収穫野菜のエコ・クッキングといった一連の活動を、住民、児童・生徒、保護者、学校、団体、事業者(農家・農協、農産物販売業、生ごみ再資源化の事業者等)および行政による協働の取り組みとしてシステム化する。

このことで、年齢や職業などの多様な人たちが関わりを持ち、地域住民の交流が促進される。また、地域の団体、NPO、事業者間の連携を図り、ネットワークを構築することで、多様な人材がそれぞれの得意分野を生かした活動ができる。これらのことから、少子高齢・人口減少社会のなかで、活力のあるコミュニティの形成が期待できる。

### 3.3 食品廃棄物の再資源化に向けた態度と行動

態度とは、生活体に関わりをもつすべての対象や状況に対するその生活体自身の行動を、方向づけたり変化させたりするものである<sup>10)</sup>。また、態度対象に対する評価、感情、および行動傾向からなる反応の準備状態であり、行動の占有傾向であるとされる。また、態度の形成は日常の直接または間接の経験によって影響を被るものであるとされる。さらに、直接経験による態度形成は、社会的学習によるそれよりも強度であるとされている<sup>11)</sup>。

これらのことから、食品廃棄物(家庭から排出される生ごみ)を再資源化することの態度が形成されれば、それが実際の行動(生ごみ再資源化行動)に結びつくものと考えられる。したがって、再資源化行動を実践するためには、再資源化の態度形成が必要であるとともに、その態度を維持・強化することで、継続

的な再資源化行動が期待できる。

また、家庭から排出される生ごみを堆肥化することは、ペットボトルや缶類などの廃棄物の分別などと比較すれば、時間的にも労力的にもコストがかかるだけでなく、発生する虫対策などの難しさもある。したがって、生ごみの堆肥化の態度が形成され、これが再資源化の行動につながれば、その他の低コストな廃棄物の分別行動は容易に実践されるようになる。さらに、生ごみ堆肥化の態度は、廃棄物処理以外の日常の環境配慮行動との有意な相関が認められている<sup>12)</sup>。一人一人の環境配慮行動が求められているのであるが、それには家庭から排出される生ごみの再資源化への積極的な態度形成が重要であると考えられる。

#### 4. 多様なバイオマスの利活用による協働モデル

これまで筆者は、環境まちづくりの先進的な自治体に対する調査研究を行ってきた。たとえば、熊本県水俣市では、市街地の世帯を対象とした生ごみの分別回収を行っている。行政がこれを回収し、民間事業者がその堆肥化を行う。行政と民間事業者との協働である。また、5つの円卓会議を開催し、これを基軸とする環境モデル都市に向けた取り組みが実践されている<sup>13)</sup>。栃木県高根沢町では、行政の60%が水田であり、大量発生するもみ殻の処理が問題とされた。このもみ殻と分別した生ごみおよび畜産廃棄物を堆肥に再資源化し、生成された堆肥を有機堆肥としてブランド化している<sup>14)</sup>。福岡県大木町では、し尿の海洋投棄が禁止されたことにより、下水道の整備が遅延していたことで、し尿の処理が課題とされていた。そこで、し尿、浄化槽汚泥、および生ごみからバイオガス発電を行うとともに、液肥を生成している。液肥は、町内の農家が稲の堆肥として利用し、ブランド米として地産地消を推進している<sup>15)</sup>。

バイオマスには、食品廃棄物の他、畜産廃棄物、建設廃材、製材残材、下水道汚泥、もみ殻、落ち葉、間伐廃材等がある。これらは、廃棄物系バイオマスや未利用バイオマスとして類型されている。地域によってバイオマス資源の程度は多様であり、地域の実情に即した活用の検討が求められる。いずれの地域においても共通なものは、家庭から排出される生ごみである。ここでは、家庭生ごみを含めた地域に存在するバイオマスの利活用を中心とする循環型社会システムの形成に向け、地域の実情に沿った持続可能な協働まちづくりのモデルを提案する。

最初に、自治体が単独で優れた循環型社会システムを構築し、運営できることである。これを自立型モデルと定義する。地域資源となりうるバイオマスが豊富に存在していれば、その自治体が単独で持続可能な環境まちづくりを推進していくことは可能であることがわかっている。上述した筆者の調査研究対象自治体はいずれもこれに該当し、その取り組みは、他の自治体の施策への有意な参考となる。また、これを各自自治体の実情に即して、適宜、応用していく。

次に、自治体が単独で循環型社会システムを構築し運営できるが、他の自治体との連携によって、さらに優れたシステムの構築が期待できる場合である。これを連立型モデルと定義する。少子高齢・人口減少社会の趨勢において、とりわけ、地方小都市や中山間地に位置する自治体においては、利活用できるバイオマスが存在していても、運営できる人的資源が不足している状況などが課題として残されている。そのことで、当該自治体の単独での運用が難しい場合がある。こうしたときに、近隣の自治体との連携によって、持続的に運用できるモデルがこれである。

さらに、自治体が単独では循環型社会システムを構築することは難しいが、複数の自治体が双方の不足を補い、互いに連携することで循環型社会システムを構築できる場合である。これを相補的広域連携モデルと定義する。自治体のなかには、バイオマスの利活用に対して具体的な構想が明確に示されていない場合もあろう。本稿の冒頭で述べたとおり、家庭から排出される生ごみの分別とその回収、および堆肥化等

の再資源化は、多くの自治体の課題であると思われる。再資源化の施設（堆肥化施設、バイオガス発電施設等）を有していない場合もある。このような場合に、複数の自治体が連携してこれに取り組むことにより、廃棄物の再資源化やバイオマスの利活用が合理化できるものと考えられる。

特定の自治体の取り組みを調査している研究例は多いが、本稿では複数の自治体による連携や連立というモデルを提案することに注目している。また、ここでは多くの自治体が応用できる普遍性を持たせたモデルとして提示する。自治体には、喫緊の課題としていること、立地条件、人口構成、主産業など、それぞれに固有な事情がある。ここでの提案は、これまでの筆者の研究成果を踏まえるものであって、こうした諸事情に配慮したモデルになると考えている。

また、どのように優れたモデルであっても、それが有効に応用されるためには住民、団体、事業者、行政による協働の取り組みのあり方にかかわってくる。とりわけ、家庭から排出される生ごみを燃えるごみと分別することには、地域住民である排出者にとっては時間的、労力的なコストがかかる。

したがって、この取り組みには住民の主体的な行動が不可欠である。この場合、アクション・リサーチの手法は有効であると考えている。これを応用し、住民の実践的な活動を分析することで、住民が主体的に、継続的に取り組むことのできるプログラムを構築し、それを推進していくことで3モデル（自立型モデル、連立型モデル、相補的広域連携モデル）に組み入れることが可能であると思われる。

## 5. 地域活動による人材育成からみた環境まちづくり

これまでに、筆者が代表を務める複数の任意団体において、当該地域の住民らとともに地域活動に取り組んできた。そこからいくつかの課題が明らかにされた。①地域のなかでの児童・生徒に対する環境教育が重要であること。②地域の活動に対して主体的に参加する住民やボランティアが少ないこと。③児童・生徒を地域全体で育てていくことが重要であること。④地域の環境団体や事業者が相互に連携して環境活動に関わるしくみができていないこと。⑤少子高齢化と人口減少のなかで地域の活力が低下していること。

持続可能な環境まちづくりを進めていくためには、これらの課題の解決が不可欠であると考えられる。これを踏まえ、住民、保護者、学校、団体、事業者、行政が連携し、地域の児童・生徒を対象に環境教育を実践し、地域における環境活動のあり方や住民参加を促進するシステムの構築が必要であると考えられる。

### 5.1 市民参加と人材育成を促進するシステムの構成要素

#### 5.1.1 『地域力』を活用した環境活動の取り組み

本稿では、『地域力とは、地域社会が一体となって、さまざまな環境活動を推進していく活力』と定義する。それを実効的に推進していくために必要な取り組みとして、①地域住民が地域活動に主体的に関わること、②高齢者の社会参加を推進すること、③児童・生徒を含む住民全体の環境意識を向上させること、④地域活動の中心的役割を担う環境リーダーを育成すること、⑤地域の環境団体の連携を強化すること、⑥児童・生徒、保護者、住民、学校、団体、事業者および行政が協働で取り組むこと、などをあげることができる。これらが実践できるシステムを構築することで、持続可能な環境まちづくりにつながるものと考えられる。

#### 5.1.2 地域の子どもたちを地域社会が育てるしくみの導入

菊池（2011）は、社会化の過程のなかには、『社会がどのようにして個人をそのメンバーにつくりあげて

いくかという側面と、個人がどのようにして社会のメンバーとなっていくかという側面が含まれている。』とした<sup>16)</sup>。このことを踏まれば、児童・生徒の環境教育は、学校や家庭のなかだけでなされるものではなく、地域がそれを全体で支援していくことが必要であることは容易に理解される。また、地域社会がそのメンバーとしてふさわしい大人になるように、児童・生徒を見守り育てていく。

こうした地域における環境教育をとおして、児童・生徒は環境に配慮した意識をもち、それに準拠した行動を実践していくことになる。また、年齢や職業など多様な人との関わりのなかで、自身のあるべき行動を学び、こうしたことの継続によって、将来の地域を支える市民に育っていくものとする。

## 5.2 社会参加と協働の取り組みの実効性

児童・生徒を対象とした地域の環境教育を実践するにあたり、企画、準備、運営、講師などに関わる住民ボランティアやサポーターを募り、児童の保護者、学校、団体、事業者らとともに環境教育に携わる。高齢者に対しても積極的な参加の呼びかけを行う。このことで、児童・生徒、保護者、地域住民の世代を超えた交流が促進される。ボランティアやサポーターは、市民参加の一つの大切な役割であることはいまでもない。これらの活動の運営を支えるシステムの構築が必要である。また、これが学校行事に関するPTA等との協働のしくみを検討することも重要である。

## 5.3 地域住民全体の環境意識の向上と環境リーダーの育成

ここでの環境教育は児童や生徒を対象としているが、サポーターなどとして活動に関わる保護者や住民らの環境意識も向上し、地域住民全体の環境行動の実践が期待できる。また、保護者や住民ボランティアに対しては、適宜、講習会や勉強会を実施し、環境リーダーの育成につなげていく。

## 5.4 環境教育以外の地域活動に応用

児童・生徒の環境教育をとおして、住民ボランティアの活用のあり方、リーダーの育成方法、保護者・学校・団体・事業者・行政との連携方法などを明らかにし、これを地域の環境に関わる諸活動に応用していく。住民が主体的に参加する地域活動のあり方についての手がかりを得ることにつながる。

## 5.5 環境教育をとおした活力のある持続可能な環境まちづくり

児童・生徒は、環境教育を受けることで環境に配慮した意識を持ち、近い将来において地域を担う大人に成長する。保護者や住民ボランティアは、環境教育への関わり、環境セミナーや環境リーダー育成講習によって、地域活動の中心的な役割を担う。高齢者はそれまでに培ってきた知恵を児童・生徒に伝授し、住民相互の交流によって、地域活動に積極的に関わる。このような住民、団体、学校、事業者、行政が協働で取り組むことで、少子高齢・人口減少社会のなかでの持続可能な環境まちづくりの推進が期待できる。

# 6. 高等学校における課題探求学習の社会的汎用性—高校と地域社会との協働の取り組み—

## 6.1 高校生の地域への関心と地域活動への主体的参加

文部科学省は、平成28年12月の中央教育審議会における『よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し（以下略）』という答申を受け、小学校、中学校および高等学校の学習指導要領を改定した<sup>17)</sup>。さらに、高等学校は『自治体、高等教育機関、産業界等との



協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進する』とした<sup>6)</sup>。

民法の改正により、2022年に成人年齢が18歳に引き下げられた。このことで、高校生は地域社会の一員としての自覚をもつことが求められる。さらに、少子高齢・人口減少社会のなかで、新成人（高校3年生に該当する18歳）としてのコミュニティへの関わりは重要であり、彼らの主体的参加が期待される面も大きいと考える。

しかしながら、現状においては高校生の地域への関心は必ずしも高くない部分が認められ、地域活動への主体的な参加には至っていない。高校生が自身のまちのことについて、日常的に目視していても、問題点や改善の必要なところがよく認知されていない実態が認められる<sup>7)</sup>。また、非常に優れた地域資源となり得るものであっても、それがいかに優れているのかが高校生には難しいことであったり、わずかな改善によって、地域の魅力につながることの知識の修得には至っていない部分も認められた。

このように、高校生が自身の住むまちに対する認知が不足していたり、そこへの関心が低ければ、まちづくりに関わるという社会参加の行動には至らない。前述したとおり、高等学校の学習指導要領においても、地域における課題解決型の学習が求められている。とりわけ、地域との関連の深い内容についての取り組みが不十分であると指摘されている。

また、拙稿（2020）では、『将来の成人と位置づけられる高校生がどのようにすれば地域に関心を持ち、地域活動への主体的参画につながるのかを明らかにすることは、少子高齢・人口減少社会における持続可能なコミュニティ形成にとって重要な視点である』とした<sup>7)</sup>。

こうした現状を踏まえ、高校生が自身の住むまちの魅力や問題を発見したり、それに対する改善案を考えることをとおして、まちを知り、住みやすいまちづくりの認知を高める。それによって、地域に対する関心を深め、社会参加への動機づけとなるようなプログラムの開発が求められる。社会参加には、地域活動への参加やボランティア活動等があり、高校生がこうしたことに直接的な関わりをもつことは、将来の自身のあり方や生き方への参考になるはずである。このことは、高等学校の教育課程における「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に変更したなかでの目標にも通ずるものである<sup>18)</sup>。

## 6.2 課題探求型学習プログラムの概要と期待される効果

ここでは、課題探求型学習プログラムを提案する。これは、高校生が地域の魅力を知り、地域に関心を抱き、地域の課題を発見・解決する学習（課題探求型学習）を推進するためのプロジェクトを実施し、これを総合的な探求の時間や特別活動の時間等で活用できるものとする。課題探求型学習プログラムの中核をなすものが、地域の課題発見と問題解決に向けたプロジェクトである。日常生活圏における地域の価値、魅力、地域資源、改善の必要な部分等に関することについて、フィールドワーク（まち歩き）、ワークショップなどを行う。

高等学校の総合的な探求の時間等における教育カリキュラムの活動の一つとして位置づけるものであるが、これを地域社会との協働で取り組むものとして構築する。すなわち、ここに地域住民が関わるものとし、プログラムへの直接的な参加であったり、サポーターとしての役割を担うのである。高等学校の授業における社会的属性の多様な人たちとの関わりは、高校生の擬似的な市民参加として考えることもできる。

またこのことは、学校教育のなかで、高校生が地域における成員としての自覚や役割取得の獲得、地域活動の意義等について学習することができる。さらに、地域の課題を発見・解決するために必要な知識とデータ収集、データ分析等のスキルの修得にもつながるものとする。

筆者はこれまでに、市民の主体的な地域活動について、市民参加型プロジェクトを提案している<sup>19)</sup>。こ

ここではこれを応用し、具体的なテーマを提示する。また、このプログラムに沿った取り組みを、高校、大学、団体、事業者、行政が協働で実施することで、応用可能な地域連携の汎用モデルになるものとする。

地域に関連の深いプロジェクトの具体例として、「地域の魅力発見と地域資源の活用」「ノーマライゼーション社会の実現に向けて」「身近な地域（生活環境・空間）の問題」および「高校生が主体的に設定するテーマ」をあげる。これらのプロジェクトの対象は地域の高校生を中心とし、これに、任意の地域主体（生徒の保護者、小中学生、地域住民、団体、事業者等）が参加するものである。学校と地域社会との実践的な協働の取り組みをめざす。それぞれのテーマにしたがって、ワークショップ形式で実施する。主な手法は、フィールドワーク（まち歩き、地域観察等）やヒアリングであり、そこで得られた資料の記録、分析、意見交換、まとめ（合意形成）、発表、および行政等への提言などを行う。成果は当該地区以外の高等学校やその他の地域主体（学校、団体、事業者等）と共有し、継続的な取り組みとして位置づける。

地域の課題探求においては、第一に地域を知ることが重要であり、そこが出発点である。自身が住んでいるまちであるからまちのことはよく知っている、とは限らない。長年住んでいてもそうである。不都合な部分を目視していても、それが問題へと発展しにくいのである。自身の住むまちを、否定的にみることができにくいからである<sup>20)</sup>。また、見慣れているからこそ、その対象に対する注意の配分を受けにくくなり、記憶に残らなかったり、気がつかない、ということになる<sup>21)</sup>。

また、高校生が地域の多様な住民とともに取り組み、その実体験やそこで得られたことは、日常の教科教育のなかでは学ぶことのできないものであり、その意義は大きい。また、ワークショップ形式とすることで、一定の期間、地域の問題の整理とその改善等について考える十分な時間のあることも重要である。学校での数十分程度の限られた時間なかで解答を導き出すものではなく、一定の時間をかけて、地域の問題に対する最適解をチームで考えるのである。さらに、そこでの合意形成の過程も学びの一つとなる。

## 7. 実践的な社会参加とまちづくりに向けて

「まち」は、そこに住む人（居住者）、そこで生活する人（関係市民）が中心となって、そのあり方について考えるものである。行政がまちづくりを主導で行う時代は終焉したし、地域の主体が協働で取り組むことは、まちづくりの基本となっている。児童や生徒も立派な市民であり、「まちづくり」に関わる重要な成員である。市民、団体、事業者、関係市民等の多くが「まちづくり」に参加することが望まれる<sup>20)</sup>。

児童・生徒には学校を中心とした教育のほか、地域住民とともに活動する社会参加は、重要な教育の場であるとする。前述したとおり、社会化の視点を考えるならば、地域社会が個人（児童・生徒）をメンバーの一員として育てるとともに、個人（児童・生徒）が地域の成員となるよう学ぶことの意義もある。

社会参加により、児童・生徒は地域と接点をもつことになる。そこには、日常の同質の集団（学校の友人等）とは異なる多様な人（年齢、職業、社会的属性など）と関わりをもち、交流することとなる。そのことで、多様なものの見方や考え方に触れるのである。これは、学校関連の同質な集団では得られないものとなる。そうした活動をとおして、実体験による社会のおもしろさ、楽しさ、厳しき、やりの実感、自律（自身で考え判断する）と自立（自身の力でやり遂げる）の力の涵養、および協働性・主体性・積極性の獲得が期待できる。さらに、地域の問題（課題）に取り組み、それに向けた実践的な解決策や改善案を考える力を養うことにつながる。

また、社会参加には、サービス・ラーニングとしての意義も大きい。地域社会の活動のなかで、座学で修得した知識やスキルを生かし、地域の課題解決に取り組むことで、実社会の中で活用できる知識の修得、自らの社会的役割の自覚、市民としての資質・能力の向上、多様な人とのコミュニケーション・スキルの

修得などを体得することが期待できる<sup>22)</sup>。

行政職員もいうまでもなく市民である。職員という肩書きではなく、一市民として活動に取り組むことが望まれる。これまでの筆者の調査研究からは、任意団体の活動への行政職員の参加は極めて少ないといえる。仮に、行政職員がまちづくり活動に対して、参加しにくい、参加を躊躇する、などを感じる状況があるとすれば、それは一つの集団圧力のようなものであり、そうした規範は改善される必要がある。行政職員であるか否かに関わらず、市民の多くが自身の判断で活動に参加できる社会のあり方を考える必要がある。多様な主体による取り組みが、よりよいまちづくりに反映されるものとなる。

筆者は、市民がボランティア活動等に参加すること、あるいは事業者が地域主体(市民、団体、行政等)の協働によって社会貢献活動等を行うことへの課題には、活動への助成、広報への支援、人材育成、地域の人的資源の活用、市民参加のしかけ、ネットワークの構築について提示した<sup>5)</sup>。これに関連し、ここでは市民参加のしかけについて言及する。

市民が何らかの地域活動に参加することには、一定のバリアがある。活動への興味や関心、意欲があっても、現実にはこのバリアによって、参加行動が抑制されているのである。とりわけ、子育て世代にとっては、活動に関わる時間が一つのバリアであり、地域の任意団体への参加者の多くが時間的なゆとりのある高齢者であることは、このことを裏づけている。こうした場合に、市民参加を促すには何らかの工夫を施した「しかけ」が必要である。市民の側が、何か特別に地域活動に参加しようと構えるのではなく、たまたまそこに居合わせたことで、その場の成り行きで地域活動に参加するような状況の設定である。これを「成り行き参加」と呼ぶこととする。

また、地域活動に対して、拙稿(2017)では、『企画者は、多くの人が参加しやすい状況を検討し、工夫しなければならない。開催日時、回数、場所、内容などについてである。人が集まりやすいときに、その隣接地で開催することもよい。何かのついでに参加してもらおうのである。』とした<sup>23)</sup>。これを、「ついで参加」と呼ぶこととする。「成り行き参加」や「ついで参加」は、参加行動に対して時間的、労力的なコストを低減させることとなり、参加行動の促進につながるものと考え。広瀬(1995)は、『住民のだれもが参加できるように、最初に参加するときのコストをできるだけ小さくする必要がある。』とした<sup>24)</sup>。

ついで隊などという名称で、地域の防犯ボランティアの活動がなされている。福岡県春日市では、平成16年から実施されている<sup>25)</sup>。散歩、買い物、ウォーキング、通勤や通学等のついでに防犯パトロールを行う活動である。近隣の太宰府市、筑紫野市、那珂川市にも同様の活動が広まっており、春日市の取り組みがきっかけであるとされる。参加のしやすさがあり、地域全体で防犯を考える視点は優れた取り組みであるといえる。しかしこれには、事前の参加の登録と防犯ボランティア証としての腕章等の購入が必要となっている。ついでとはいっても、それへの参加者側に防犯活動への関心や意志が強く働いており、主体的な取り組みといつてよい。

本稿でいう「ついで参加」には、そうした参加者側に主体性や関心のない場合でも、参加行動に結びつくしかけや働きのあることをいう。こうした意味で、「ついで参加」へのハードルは低く、上述した地域防犯ボランティアとは大きく異なるものである。

まちづくりに対して、それを人まかせにするのではなく、地域の一成員として、自身が何をどうすればよいのかを考えることが重要である。それは自身の考えを明確にするということでもある。それが他者と異なってもよい。地域のなかの諸活動、ワークショップ、勉強会などで意見交換がなされ、一定の合意形成がなされていくのである。まずは、自身の生活する「まちを知る」ことが必要であり、そこから、身の回りのこと、地域のこと、生活のことに関心をもつことが社会参加への第一歩となる。

## 参考文献・引用文献

- 1) 環境省, 『平成14年版循環型社会白書』, ぎょうせい, 2002
- 2) 環境省 Web サイト, 令和4年版環境・循環型社会・生物多様性白書,  
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/pdf.html> (2022年9月12日閲覧)
- 3) 環境省, 『平成13年版循環型社会白書』, ぎょうせい, 2001
- 4) 環境省 Web サイト, 平成20年版環境・循環型社会白書,  
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/pdf.html> ((2022年9月12日閲覧)
- 5) 仁科信春, 地域活動に関する行動実態からみた協働支援の方向性, 福岡工業大学環境科学研究所所報 Vol. 9,  
pp. 59-65, 2015
- 6) 文部科学省 Web サイト, 地域との協働による高等学校教育改革の推進  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm) (2022年11月4日閲覧)
- 7) 仁科信春, まちのイメージの認知構造, 岐阜協立大学論集, 第54巻第2号, pp. 31-43, 2020
- 8) 仁科信春, 地域循環型社会の形成に関する研究—その1—家庭生ゴミの再資源化に関する態度の分析, 日本社会心理学会第45回大会発表論文集, pp. 754-755, 2004
- 9) 豊田幸夫, 『エコ&ヒーリング・ランドスケープ環境配慮と癒やしの環境づくり—』, 鹿島出版会, 2005
- 10) 猪股佐登留, 『態度の心理学』, 培風館, 1982
- 11) 原田純治編, 『社会心理学—対人行動の理解—』, プレイン出版, 1999
- 12) 仁科信春, 地域循環型社会の形成に関する研究—その2—家庭生ゴミの再資源化に関する態度と環境配慮行動,  
日本社会心理学会第46回大会発表論文集, pp. 328-329, 2005
- 13) 仁科信春, 水俣市における循環社会システムと環境モデル都市の構築, 福岡工業大学環境科学研究所所報  
Vol. 6, pp. 29-39, 2012
- 14) 仁科信春, 野上健治・李文忠, 栃木県高根沢町における地域循環型社会システムの検討, 福岡工業大学研究論  
集第41巻第1号, pp. 31-39, 2008
- 15) 仁科信春・野上健治・李文忠, 地方都市部近郊地域における地域循環システムの特徴, 福岡工業大学環境科学  
研究所所報 Vol. 4, pp. 7-16, 2010
- 16) 菊池章夫, 『社会化研究「序説」』, 川島書店, 2011
- 17) 文部科学省, 高等学校学習指導要領解説 総則編 (平成30年7月)
- 18) 文部科学省, 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説, 総合的な探求の時間編, 平成30年7月  
[https://www.mext.go.jp/content/1407196\\_21\\_1\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407196_21_1_1_2.pdf) (2022年12月9日閲覧)
- 19) 仁科信春, 市民の主体的参加による協働まちづくり推進序説, 福岡工業大学環境科学研究所所報 Vol. 11, pp. 15-  
23, 2017
- 20) 仁科信春, 都市と環境のまちづくり『身近な社会問題の見方・考え方—政策・福祉・経済・まちづくりの視点  
から—』6章, 身近な社会問題の見方・考え方研究会編, 三恵社, pp. 78-89, 2022
- 21) 今田寛・宮田洋・賀集寛 (編著), 『心理学の基礎』培風館, 1986
- 22) 筑波大学人間学群 Web サイト, サービス・ラーニング  
[http://www.human.tsukuba.ac.jp/gakugun\\_bk/k-pro/aboutSL/aboutSL.html](http://www.human.tsukuba.ac.jp/gakugun_bk/k-pro/aboutSL/aboutSL.html) (2022年10月28日閲覧)
- 23) 仁科信春, 岐阜新聞 (朝刊), 2017年6月28日
- 24) 広瀬幸雄, 『環境と消費の社会心理学』, 名古屋大学出版会, 1995
- 25) 春日市 Web サイト, <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/> (2022年12月9日閲覧)